

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年9月20日)

## 【件名】

- 有害図書類の指定を受けた出版社からの質問書等について  
(子育て王国課) . . . . 2
- 成年年齢引下げに伴う契約トラブル防止等に向けた経済団体への協力依頼について  
(子育て王国課) . . . . 4
- 県内保育施設等における送迎バス運行体制に関する緊急点検の実施について  
(子育て王国課) . . . . 5
- 令和4年度第2回子育て王国とっとり会議の開催結果について  
(子育て王国課) . . . . 6
- 鳥取砂丘キャンプ場(仮称)運営事業に係る優先交渉権者の資格取消について  
(子育て王国課) . . . . 8

子育て・人財局

## 有害図書類の指定を受けた出版社からの質問書等について

令和4年9月20日  
子育て王国課

令和4年2月4日に鳥取県青少年健全育成条例により有害図書類を指定したことに伴い、大手通販業者が販売を停止しました。これを受け、指定された図書の出版社が、本県の指定を疑問視する自社の見解を主張しました。

その経緯、本県の対応及び見解等について報告します。

### 1 経緯

- ・ 令和4年1月17日、鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会（以下「審査部会」という。）を開催し、指定に関する審査を実施した。
- ・ 県は、この審査結果を踏まえて2月4日に有害図書類の指定を行い、同日告示を行った。
- ・ 大手通販業者は、当該有害図書類の販売停止とした。
- ・ 出版社は、鳥取県内の青少年（18歳未満の方）への販売だけ規制されるべきものが一律に販売停止になったことを問題視し、県に対し公文書開示請求、質問書の送付等を行った。
- ・ 8月24日出版社は、本県の指定により県外の利用者も購入できなくなったこと、インターネット通販の購入まで規制する本県条例に対する意見について、同社発売の刊行物やホームページに掲載した。

### 2 県の対応及び見解

- (1) 有害図書類の指定は、外部の有識者による審査部会において、条例、規則及び要綱に沿って、公正、公平に行っている。審査部会は、司書、表現者、青少年健全育成団体、書店団体、保護者の各代表委員により構成されている。
- (2) 図書類に記載されている傷害に関わる表現、性的な表現等が、青少年の健全な成長に影響があるかどうかという観点で審査を行い、条例の要件に合致するものを有害図書類として指定しており、偏った観点や漠然とした感覚で判断しているものではない。
- (3) 今回の有害図書指定は、身近な素材を使った吹矢や安価に手に入る物を使ったクロスボウの作り方、ピッキング（開錠）の方法、著しく性的感情を刺激する描写、具体的な薬名や使用法など薬物の使用を助長する内容が掲載されるなど、青少年が手にするには相応しくない健全な育成を阻害するものであるという審査部会の審査結果を踏まえ指定を行ったものであり、手続きに瑕疵はない。
- (4) この有害図書類を店舗販売だけでなく、インターネット販売を行う販売事業者も含めて、鳥取県内の青少年に販売しないよう求めている。これは、インターネットの普及により、通信販売の方法が増加している状況から、店舗だけでなくインターネットで青少年が有害図書類を入手しないようにするためである。
- (5) 従前から条例解釈として（4）のとおり取り扱っていたが、その解釈運用について誰が条例を見てもわかるようにするため、令和2年度に条例改正を行った。「インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において前項に規定する行為を行ったすべての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者に適用する」と改めて明確化したものであり、図書の出版や鳥取県外の青少年、成人の方への販売を禁止するものではない。

18歳以上に限定して販売する業者もあるなか、このたびの大手通信販売業者は当該有害図書を一律販売停止とした。その判断は、あくまでも大手通信販売業者によるもの。

### <鳥取県青少年健全育成条例（抜粋）>

（有害図書類又は有害玩具刃物類の販売等の禁止）

第16条 図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害玩具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させてはならない。

2 前項の規定は、インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において前項に規定する行為を行った全ての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者に適用する。

### <有害図書類の指定について>

鳥取県青少年育成条例において、青少年の健全な育成を図る上で有害と認められる図書類を指定基準により指定し、青少年に販売、頒布、貸付等を禁じるもの。

#### ・指定基準

##### ア 著しく青少年の性的感情を刺激

- ・肉体の全部又はその大部分を露出し、又は透かし、かつ著しくわいせつに表現しているもの
- ・性行為、わいせつ行為又は性欲に基づく変態的行為を具体的・露骨に表現しているもの など

##### イ 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発

- ・殺人、傷害、暴行、拷問、処刑等の行為又は場面を露骨に表現しているもの
- ・殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段・経過を詳細・刺激的に表現しているもの など

##### ウ 青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長

- ・薬物の危険性及び法令等の規制について十分に示さないで、薬物が心身に及ぼす作用又は使用場面を具体的に表現するもの
- ・薬物の価格、入手方法、使用方法又は製造方法を詳細かつ具体的に表現するもの など

## 成年年齢引下げに伴う契約トラブル防止等に向けた経済団体への協力依頼について

令和4年9月20日  
子育て王国課

若者の被害防止に向けた啓発活動を社会全体で取り組んでいくため、県内の経済団体に訪問等を行い、協力依頼を行いましたので状況を報告します。

### 1 背景

令和4年4月1日から民法改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳、19歳の方が、主体的に社会活動に参加できるようになった。一方で、これまで行うことができた未成年者取消権が行使できなくなり、インターネット通販、定期購入商法などの契約において、社会経験の少ない若年の消費者トラブルが懸念されている。

### 2 経済団体への依頼

#### (1) 依頼日

令和4年9月6日(火)、13日(火)

#### (2) 依頼先

鳥取県商工会議所連合会 会長 児嶋 祥悟 氏  
鳥取県商工会連合会 会長 土井 一朗 氏  
鳥取県中小企業団体中央会 会長 谷口 譲二 氏  
一般社団法人鳥取県経営者協会 会長 宮崎 正彦 氏 (文書送付により依頼)

#### (3) 依頼者

青少年育成鳥取県民会議会長 山本 仁志  
鳥取県子育て・人財局長 中西 朱実

#### (4) 依頼内容

高等学校等において、弁護士による出前授業を行うなど消費者教育を実施しているが、様々な機会を通して啓発を行うことが重要であるため、各事業所においても、18・19歳の若手従業員の方や子どもがおられる従業員の方に対し、県のチラシを活用して注意喚起を行っていただくことを依頼した。

#### (5) 経済団体からの声

- ・成年になると、法定代理人の同意がなくともクレジットカードが作成できるなど、未成年時の扱いと大きな変更点が生じる。当方としても、制度的なことを十分に確認した上で、会員事業者に注意喚起を行っていきたい。
- ・団体内の会議等で周知を行うとともに、会員事業者に県の啓発チラシを配布するなど、対応していきたい。

### 3 今後の予定

県と経済団体が協力して、各事業者に対し、啓発チラシを配布し、消費者トラブル防止に向けた啓発活動を進めていく。(令和4年9月下旬から実施)



## 県内保育施設等における送迎バス運行体制に関する緊急点検の実施について

令和4年9月20日  
子育て王国課

令和4年9月5日に静岡県牧之原市内の認定こども園において、送迎バスに置き去りとなった園児が死亡する事故が発生したことを受け、県内で送迎バスを運行する保育施設等における運行体制等に係る安全管理の状況を確認するため、緊急点検を実施することとしましたので、概要を報告します。

- 1 実施日 令和4年9月12日（月）以降順次
- 2 対象施設 県内で送迎バスを運行する保育施設等 全39施設
- 3 点検方法 子育て王国課職員等が各施設を訪問し、実地調査を実施

### 4 点検内容

「鳥取県版教育・保育施設等における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン」をもとに、施設長等から送迎バスの運行体制、園児の乗降確認の状況、マニュアルの作成状況等について聞き取りを実施

#### <具体的な聞き取り内容>

- ①運転手と添乗職員による複数名による運行を行っているか
- ②乗降確認のための乗車児童名簿を作成し、添乗職員だけでなく、施設長・担任などと共有しているか
- ③児童の乗・降車確認にあたっては、乗・降車した児童名、人数を確実に把握するため、添乗職員による乗車児童名簿の乗車確認欄・降車確認欄へのチェック等、具体的な手順を定めているか
- ④送迎時に使用した乗車児童名簿は、施設における登園児童の出欠確認にあたって、再度突き合わせを行っているか
- ⑤①～④等の項目について盛り込んだ送迎バス運行に係るマニュアル等を作成しているか
- ⑥県のガイドラインでは、送迎中における車内外での不慮の事故に備え、車内の様子を記録できるドライブレコーダーの整備を推奨しているが、整備しているか
- ⑦コロナ禍における対策として、マスク着用、手指消毒、児童同士の距離の確保、車内消毒などに取り組んでいるか
- ⑧送迎バスのうち、ラッピング等により外から「車内が見えにくい」又は「全く見えない」車両の有無

### 5 今後の取組

- ・県内のコロナ感染拡大状況を踏まえ、10月中を目途に緊急点検を完了予定
- ・R4.9.9付国事務連絡により、全保育施設等を対象とした緊急自己点検(9月末〆切)、送迎バス運行施設を対象とした実地調査(年内〆切)を求められていることから、各市町村、施設の協力を得ながら実施、県において取りまとめを行っていく。

#### (参考)

##### <静岡県における事故発生を受けた本県の対応>

- ・9月5日 静岡県において事故発生
- ・9月6日 県内市町村、保育施設等に対し、「鳥取県版教育・保育施設等における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン(R3.12月策定)」を改めて周知し、園児等の車両送迎時における安全管理の徹底を依頼するとともに、送迎車両の車内の状況を記録するためのドライブレコーダー購入費補助制度について周知。  
保育施設等におけるバス送迎にあたっての安全管理の徹底について国事務連絡が送付されたことから、重ねて県内市町村、保育施設等に対し周知。
- ・9月12日～ 緊急点検を開始

##### <県内における送迎バス実施施設数、運行台数、利用園児数(R4.9月調査時点)>

- ・施設数 39施設
- ・運行台数 78台
- ・利用園児数 1,660人

# 令和4年度第2回子育て王国とっとり会議の開催結果について

令和4年9月20日

子育て王国課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」について、令和4年度第2回会議を開催したので、概要を報告します。

## 1 開催概要

- (1) 日 時 令和4年9月13日(火) 午後1時30分から2時55分まで
- (2) 場 所 鳥取県庁特別会議室(一部オンライン会議により実施)
- (3) 出席者 鈴木会長ほか委員17名(委員の過半数以上の出席)
- (4) 議 事  
ア 子育て王国とっとり会議会長の選任について  
イ とっとり自然保育認証審議部会の委員の指名について  
ウ 幼保連携型認定こども園認可等審議部会の委員の指名について  
エ 令和5年度の少子化対策・子育て支援策等の検討について

## 2 主な議事概要

委員改選後、初めての会議であることから、鈴木委員(鳥取大学地域学部教授)を会長として選任するとともに、とっとり自然保育認証部会等、各部会委員についても改めて指名を行った。

また、7月に実施した少子化対策等に関するアンケート調査により明らかになった課題や実態に即した施策を展開するため、令和5年度に向けた少子化対策・子育て支援策のポイント(案)を提示し、御意見を伺った。

### 【令和5年度の施策のポイント(案)】

#### ○結婚を望む方への出会いの場づくりなど、結婚支援の強化

岡山県、島根県との合同イベントの開催、縁結びナビゲーター等支援員の人材確保・スキルアップ

#### ○地域全体で子育てを支える環境づくり

保育人材の確保(研修、コンサル派遣等)、とっとり子育て隊のリニューアル

#### ○鳥取県で子どもを産み、育てたいという機運の醸成

子育て世帯に向けた動画配信・SNS発信、子ども版「子育て王国とっとり会議」の開催

#### ○子育てに係る経済的負担の更なる軽減

高校生通学費助成の見直し、未就学児への支援

#### ○子育てと仕事の両立ができる環境づくり

企業における参加型子育てイベントの開催、男性の育児参画に関する講座等への助成

### 【委員からの主な意見】

- ・子どもたちから地域の方へコロナ感染するケースもあり、地域で子育てをするという体制がコロナ以前に比べて委縮していると感じる。つながりを再構築していかないといけない。
- ・コロナ禍で、子どもが成長する機会が奪われたり、親子が孤立するなどの問題もあると言われているが、鳥取は人口が一番少ない県だからこそ、地域の手が届いたり、助け合ったりすることができると思う。行政の施策に加えてそういった取組もサポートできれば、鳥取の良さが出せるのではないかと。
- ・最近恋愛経験をしてこなかった人、経済的に苦しいため子どもは要らないという人が多くなった印象。県としても結婚・出産に対するポジティブなイメージが湧くような広報を行ってみたい。
- ・保育士になろうという中高生が減ってきている。原因として保護者が保育士を志望する子どもたちにストップをかけているという分析もあり、保育士養成校だけでなく様々な業界から働きかけることが必要。
- ・どの保育施設も人材確保には苦労していると思うが、近隣の学校との交流等を通じて、中高生のうちから保育現場を知ってもらい、子どもを育てることの素晴らしさを伝えていくことが重要。
- ・会社の事業主から「育児休業を取得する職員が重なって会社が回らなくなる」といった話を聞くこともあるが、本来はそういった可能性も考慮して人材確保を行っていくべきであり、事業主の意識を変えていき、子育てしやすい職場環境をつくっていく必要がある。

## 3 今後のスケジュール

- |            |                                                                                      |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年10~11月 | 第3回子育て王国とっとり会議<br>第2回会議での御意見を踏まえた具体施策について審議 等                                        |
| 令和5年3月     | 第4回子育て王国とっとり会議<br>・令和5年度の少子化対策・子育て支援策等の内容を報告<br>・令和4年度の少子化対策・子育て支援策等の実施状況について点検・評価 等 |

【参考】子育て王国とっとり会議の概要

1 設置根拠 子育て王国とっとり条例第12条

2 設置時期 平成26年5月26日

3 所掌事務

(1) 子育て王国とっとり条例関係

- ① 子育て王国とっとり推進指針の策定に当たり、知事に意見を述べること。
- ② 鳥取県子どもの貧困対策推進計画について、知事に意見を述べること。
- ③ 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。

(2) 子ども・子育て支援法関係

- ① 県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。
- ② 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

4 委員構成 (任期：令和6年9月4日まで)

	氏名	分野		所属等
1	鈴木 慎一朗 (会長)	学識経験者		鳥取大学地域学部教授
2	近藤 剛			鳥取短期大学教授
3	津村 雄一	公募委員		自営業
4	濱井 丈栄	公募委員		フリーアナウンサー
5	徳田 めぐみ	子育て中の方		鳥取県PTA協議会評議員
6	中村 聡志	他県から移住された方		八頭町地域起こし協力隊 (八頭町商工観光室)
7	伊木 恭憲	結婚・子育てなど若者のライフプランの形成支援に取り組まれている方		(株)そうだんひろば代表取締役 (ファイナンシャル・プランナー)
8	山下 千之	地域で子育て支援に取り組まれている方	児童館関係・子どもの貧困対策	倉吉はばたき人権文化センター所長
9	小嶋 美恵子	児童福祉	保育所	浜坂保育園園長
10	本城 貴子		母子生活支援施設	米子聖園コスモス施設長
11	久野 芳枝		認定こども園	認定こども園ひかりこども園園長
12	石井 祥子	保健・医療	医師(小児科)	石井内科小児科クリニック
13	岸本 匡史		歯科医	岸本歯科医院医院長
14	小早川 君子	教育	幼稚園	かもめ幼稚園園長
15	山田 節子		家庭教育	鳥取県図書館協会会長
16	万木 良平	産業		公益社団法人日本青年会議所 中国地区鳥取ブロック協議会会長
17	川崎 古春	労働		社会保険労務士
18	禮場 夏江	結婚支援をされている方		婚活サロンアプローズ代表
19	入江 竜生	市町村		鳥取市健康こども部こども家庭課
20	小林 悠			米子市こども総本部こども相談課

# 鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業に係る優先交渉権者の資格取消について

令和4年9月20日  
子 育 て 王 国 課

鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取市との連携協約（令和4年1月1日発行）に基づき、本県及び鳥取市が鳥取砂丘西側エリアに所有する3施設（サイクリングターミナル、柳茶屋キャンプ場、こどもの国キャンプ場）を活用して行うキャンプやグランピングを中心とした民間サービスを提供する事業の実施に向けて、本年4月26日に優先交渉権者を決定しました。

その後、県、市及び事業者の3者による基本協定の締結を目指して調整を進めてきましたが、この度、優先交渉権者の資格を取り消し、今後の事業者選定にあたっては、再度の公募型プロポーザルの実施を視野に検討を進めることとしましたので報告します。

## 1 優先交渉権者

株式会社鳥取砂丘ムーンパーク（鳥取市千代水） 代表取締役 中井 史生

## 2 資格を取り消す理由

### （1）事業規模の縮小について

当初提案の事業規模4.3億円が2.8億円に縮小され、プロポーザル審査会の決定及び評価に重大な影響を及ぼすものであると認めるため。

### （2）資金調達について

提案事業の実現に必要な資金の確保を客観的に証明できる書類が確認できないため。

## 3 事業規模の縮小について

4月の企画提案（審査会）時点から、主に以下の点が変更となっている

- ・事業規模：当初の4.3億円 → 2.8億円へ縮小
- ・サイクリングターミナルの外観：当初の木製ルーバーでの整備→塗装の塗り替えのみ  
アウトドアデッキを建物の表裏に設置→表のみへ縮小
- ・サイクリングターミナルの内装改修：取りやめ
- ・柳茶屋キャンプ場グランピングテント：10基 → 6基へ減少
- ・スペースモバイルユニット：3基 → 1基へ減少

## 4 これまでの経過

- 4月20日 公募型プロポーザル審査会の審査の結果、最優秀提案者に選定
- 4月26日 市及び県が優先交渉権者に決定し、同日公表
- 6月28日 優先交渉権者が申請した国の補助事業（約1.2億円）が不採択
- 7月11日 優先交渉権者から、資金調達期間確保のため、調整期間延長の申出あり
- 7月27日 優先交渉権者からの申出を受けて、市及び県は期間の延長を認め、8月29日正午までに事業の確実な履行を確認できる書類（資金調達証明書類等）を提出するよう通知
- 8月29日 優先交渉権者から、当初の提案から事業規模が縮小となった変更提案の提出あり
- 9月9日 変更提案の提出を受けて、有識者らで構成する検証会を開催
- 9月13日 財務状況等の確認のため、別途専門家から意見聴取
- 9月16日 優先交渉権者の資格取消を決定し、同日付で優先交渉権者に通知、公表

### <公募（事業者募集）時に示していたスケジュール>

- 4月下旬 優先交渉権者の決定
- 7月中旬 基本協定及び貸付契約の締結
- 8月末 対象施設（サイクリングターミナル、柳茶屋キャンプ場、こどもの国キャンプ場）を利用停止 ※8月末をもって施設を閉鎖
- 9月1日 施設等の引き渡し
- 翌年4月 施設開業

## 5 検証会及び専門家への意見聴取

### 【検証会の概要】

委員：9名（4月プロポーザル審査会時の委員7名＋有識者2名）

意見：計画変更は認めない。優先交渉権者の資格を取消すべき。（9名中8名）

### 【専門家への意見聴取の概要】

- ・変更後の提案にあるグループの構成事業者からの出資予定額について、財務諸表を見ても規模縮小後の計画額の出資は難しい。

## 6 今後について

事業者の選定にあたっては、再度の公募型プロポーザルの実施を視野に、「鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約」に基づく県市連携協議会の中で報告、検討を行う。